

会社分割を原因として不動産を取得した場合の不動産取得税について

会社分割を原因として分割法人から分割承継法人に不動産の所有権移転を行った場合には、地方税法第73条の7第2号の規定により非課税となる場合がありますので、下記の書類をご提出ください。

記

1. 不動産取得税申告書
2. 分割契約書
3. 分割法人の株主総会等の議事録（分割承認に必要な決議を決定したもの）
4. 分割事業に係る主要な資産及び負債を分割法人から分割承継法人に移転することを証する書面
5. 分割法人、分割承継法人の商業登記の履歴事項全部証明書
6. 分割法人、分割承継法人の定款
7. 分割事業に係る分割法人の従業員のうち、その総数のおおむね100分の80以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人の業務に従事することを証する書面

(参考)

地方税法

(昭和25年7月31日法律第226号)

(形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税)

第73条の7 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

- ① (略)
- ② 法人の合併又は政令で定める分割による不動産の取得
- ②の2以下 (略)

地方税法施行令

(昭和25年7月31日政令第245号)

第37条の14 法第73条の7第2号に規定する政令で定める分割は、次に掲げる要件に該当する分割で分割対価資産(法人税法第2条第12号の9イに規定する分割対価資産をいう。)として分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。)の株式(出資を含む。以下この条において同じ。)以外の資産が交付されないもの(当該株式が交付される分割型分割(法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割をいう。)にあつては、当該株式が分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。)の株主等(法人税法第2条第14号に規定する株主等をいう。)の有する当該分割法人の株式の数(出資にあつては、金額)の割合に応じて交付されるものに限る。)とする。

- ① 当該分割により分割事業(分割法人の分割前に営む事業のうち、当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものをいう。以下この条において同じ。)に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。
- ② 当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。
- ③ 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね100分の80以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。